

経済振興委員会報告資料

出来町公園休養施設等設置・管理運営事業における事業者公募について

令和元年 12 月
経済観光文化局

出来町公園休養施設等設置・管理運営事業における事業者公募について

出来町公園における民間の資金と運営ノウハウを導入した事業者公募について報告するもの。

対象公園等の概要

公園名：出来町公園
所在地：福岡市博多区博多駅前1丁目地内
面積：6,673㎡
用途地域：商業地域，防火地域
景観計画区域：歴史・伝統ゾーン（御供所地区）



これまでの経緯

平成29年12月 6日	出来町公園休養施設等設置・管理運営事業	事業者公募開始
平成30年 2月16日	優先交渉権者決定	
4月17日	事業者と基本協定締結	
10月30日	事業者との協定を解除	

本事業の目的・概要

◆事業の目的

御供所地区における **回遊性の向上** 観光客や地域住民など公園利用者の **利便性の向上** 公園及び御供所地区における **にぎわいの創出** 承天寺通り沿道における **歴史資源と調和したまちなみ形成の先導**

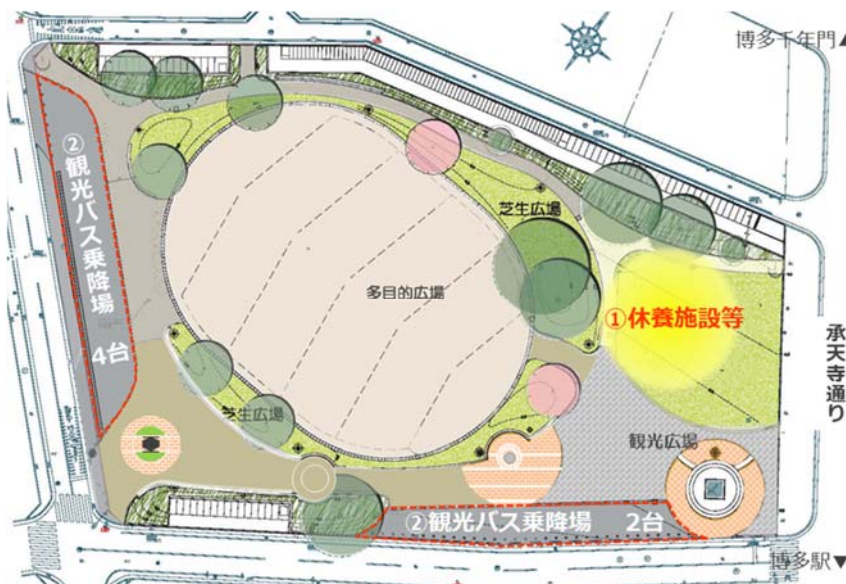
◆事業の概要

①休養施設等の設置・管理運営

- ・観光客や地域住民など公園利用者へ開放された**休憩スペース，トイレ**
- ・御供所地区における回遊性の向上のための**観光振興に資する事業**
- ・出来町公園及び御供所地区のにぎわい創出に資する**飲食等のサービス提供**

②観光バス乗降場の管理運営

- ・最大利用台数 6台
- ・観光バス乗降場の利用調整，維持管理，周辺の安全確保を事業者により実施（※平成30年4月に整備済み，現在は福岡市の直営により管理）



事業者公募の概要

◆公募手法

都市公園法に基づく「公園管理者（市）以外の者が公園施設を整備・管理運営する制度」を活用し、原則事業者負担のもと行う休養施設等の設置・管理運営、観光バス乗降場の管理運営について、**公募型プロポーザル方式**により事業者を決定する

事業期間	供用開始から最大10年（更新可）
業務内容	①休養施設等の設置，管理運営，維持修繕 ②観光バス乗降場の管理運営
根拠法令	都市公園法第5条に基づく，設置管理許可（管理許可）
費用負担	原則事業者負担 ※但し，トイレや観光情報発信等について一部福岡市による負担を検討中
施設規模	建築可能面積 400㎡，2階建てを上限
公園使用料	公園条例に基づき，土地の適正価格に応じた最低額を設定し，事業者提案により決定

コンプライアンス遵守の強化促進

- 参加表明時における誓約書の受領…公共事業の実施者としての意識醸成
- 事業者の責により協定解除を行った場合等の違約金に関する条項を明文化 など

今後のスケジュール（予定）

